

酒類販売事業者への支援について

【令和3年10月1日現在】
内閣府地方創生推進室・内閣官房
新型コロナウイルス感染症対策推進室

➤ 緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置地域又は緊急事態措置から解除された都道府県において酒類提供の停止等を行う飲食店と、直接・間接の取引による影響を受けている酒類販売事業者に対する支援策として、都道府県が売上減少分を支援するにあたり、国の月次支援金の給付（売上50%以上減の場合、売上減少分を給付(注)）について、

- ・要件を緩和し、給付対象を売上30%以上減の事業者に拡大する場合
- ・売上50%以上減の事業者に上限額の上乗せを行う場合（2倍まで）
- ・売上70%以上減の事業者に上限額の更なる上乗せを行う場合（3倍まで）

には、国が地方創生臨時交付金の協力要請推進枠を活用し、80%を支援。残りの20%については、事業者支援分を活用可能。

(注) 上限：個人10万円/月、法人20万円/月。

※7～10月においては、2か月連続で売上が15%以上減少した場合、単月の売上が30%以上減少した場合と同等の取扱い。
また、売上90%以上減の事業者に上限額の特別な上乗せを行う（4倍まで）。

売上減少割合

支援金の上限

売上減少

▲30%以上

横出し

個人10万/法人20万円

柔軟な運用：「2か月連続、売上減少▲15%以上」の酒類販売事業者を含む（7～10月）

売上減少

▲50%以上

国の月次支援金

個人10万/法人20万円

上乗せ

個人10万/法人20万円

売上減少

▲70%以上

国の月次支援金

個人10万/法人20万円

上乗せ

個人10万/法人20万円

上乗せ

個人10万/法人20万円

売上減少

▲90%以上

(7～10月)

国の月次支援金

個人10万/法人20万円

上乗せ

個人10万/法人20万円

上乗せ

個人10万/法人20万円

特別な上乗せ

個人10万/法人20万円